

平成22年6月

契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査  
— 物品調達を中心として —  
＜通知に伴う各府省の改善措置状況＞

【ポイント】

○ 調査実施・大臣通知

総務省は、原口総務大臣の指示により、各府省における契約の競争性確保の徹底を図る観点から、物品調達に係る一般競争契約において実質的な競争性が確保されていないと疑われるような実態、問題点等を明らかにするため緊急に調査を実施し、平成21年11月30日に全府省（17府省）に対し、調達物品の性能仕様の適切化など、今後取り組むべき課題について大臣通知

○ フォローアップ

上記通知に対する各府省の改善措置状況についてフォローアップした結果、全府省が総務大臣通知の内容を関係部局へ周知徹底したほか、個別指摘事例のある府省では、調達物品の性能等に係る審査委員会等の設置、契約手続等に関する事務処理マニュアルの整備などの措置を実施

# 1 調達物品の性能仕様の適切化

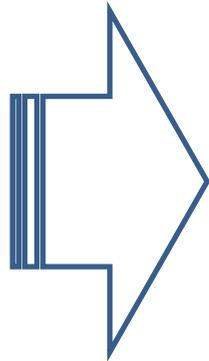
## 今後取り組むべき課題

① 調達物品に求める性能等を仕様書に定めるときは、外部有識者等の幅広い意見聴取、審査委員会等での検討を行うなど、調達要求部署や会計担当部署以外の意見を可能な限り反映させるようにすべき

・個別指摘事例：4府省14件

② 入札前に性能審査を実施する場合には、その実施方法、審査基準等を入札説明書等に具体的に示し、事業者に周知すべき

・個別指摘事例：1府省1件



## 改善措置状況

①

- ◇ 全府省が総務大臣通知の内容を関係部局へ周知し、「今後取り組むべき課題」に係る取組を徹底
- ◇ 個別指摘事例のある4府省では、さらに、
  - ・ 調達物品の性能等に係る審査委員会等を新たに設置（宮内庁、警察庁、厚生労働省）
  - ・ 外部有識者の意見を幅広く聴取したり、審査委員会等で検討することなどを契約手続等に関する事務処理マニュアルに明記（総務省）
  - ・ 契約監視の第三者機関において、一のメーカーの複数の代理店等のみが応札している契約について監視対象とするなど、本調査結果をその監視活動に活用（警察庁）

②

- ◇ 全府省が総務大臣通知の内容を関係部局へ周知し、「今後取り組むべき課題」に係る取組を徹底
- ◇ 個別指摘事例のある1府省（総務省）では、さらに、書面審査及び対面審査の審査方法や審査基準等を入札説明書に具体的に記載することをマニュアルに明記

## 2 政府調達における仕様書案に対する意見招請等の手続の遵守

### 今後取り組むべき課題

内外の供給者による市場参入機会の拡大が図られ、実質的な競争性が十分に確保されるよう、次のような措置を講ずべき

- ① 調達見込額が80万SDR（1億4,000万円）以上の物品について、仕様書案に対し供給者が意見を提出することができるよう官報公示を遵守することを徹底すること
- ② 調達見込額が10万SDR（1,700万円）以上の物品について、入札情報及び落札情報の官報公示を遵守することを徹底すること
- ③ 契約権限が各部局等に委任されている場合であっても、官房会計課等が決裁時にチェックするなど内部牽制機能を有効に機能させるようにすること

・ 個別指摘事例：2府省5件

### 改善措置状況

- ◇ 全府省が総務大臣通知の内容を関係部局へ周知し、「今後取り組むべき課題」に係る取組を徹底
- ◇ 個別指摘事例のある1府省（総務省）では、さらに、
  - ・ 公金を使うことの責任の重大性と職務の重要性に関する認識を徹底し、コンプライアンスの確保に努めるよう大臣から省内全職員に対し文書により指示
  - ・ 仕様書案に対する意見を募集するための意見招請の官報公示を行うことをマニュアルに明記  
また、調達原課及び契約担当課双方によるチェック体制を強化

### 3 予定価格の適切な設定

#### 今後取り組むべき課題

情報収集等に要するコストを勘案しつつ、  
次のような措置を講ずべき

- ① 市場価格、他機関の契約金額等の情報を幅広く収集し、それらを比較・検討した上で予定価格を設定すること
- ② 予定価格が適正なものとなっているか検証できるよう、積算方法や比較・検討結果に関する資料を作成し、予定価格調書と一緒に保存しておくこと

・個別指摘事例：7府省10件

#### 改善措置状況

- ◇ 全府省が総務大臣通知の内容を関係部局へ周知し、「今後取り組むべき課題」に係る取組を徹底
- ◇ 個別指摘事例のある7府省（内閣府、公正取引委員会、金融庁、総務省、外務省、経済産業省、環境省）では、予定価格の設定方法を改善
  - うち1府省（総務省）では、具体的な予定価格の設定方法をマニュアルに明記

## 4 その他の問題点等

### 今後取り組むべき課題

① 競争性が十分に確保されるようにするため、過度の制約とならないよう「官庁の受注実績」等の競争参加資格を見直すべき

・個別指摘事例：5府省86件

② 契約の透明性を確保するため、政府として取り組むこととされている契約に係る情報の公表を更に徹底すべき

・個別指摘事例：3府省7機関

※ 上記個別指摘事例については、総務大臣通知前に改善済み

### 改善措置状況

①

◇ 全府省が総務大臣通知の内容を関係部局へ周知し、「今後取り組むべき課題」に係る取組を徹底

◇ 個別指摘事例のある5府省（内閣府、警察庁、金融庁、厚生労働省、経済産業省）では、さらに、指摘事例について競争参加資格から「官庁の受注実績」等を削除

②

◇ 全府省が総務大臣通知の内容を関係部局へ周知し、「今後取り組むべき課題」に係る取組を徹底

◇ 担当部署以外の者が定期的に公表状況をチェックする体制を整備（環境省）

[本件連絡先]

総務省行政評価局 財務・経済産業等担当評価監視官室

評価監視官 : 平野 真哉

上席評価監視調査官 : 坂梨 良久

電話(直通) 03-5253-5435

FAX 03-5253-5436

電子メール [kans2024@soumu.go.jp](mailto:kans2024@soumu.go.jp)